

平成28年度 社会福祉法人松徳会 事業計画書
(特別養護老人ホームみながわ桜園計画)

- 1 入居定員 各ユニット10名 合計60名、(老人短期入所事業利用定員 10名)
- 2 職員定数 45名(常勤38名、非常勤7名) ※老人短期入所事業分含む。
- 3 事業開始年月日 平成23年 4月 1日
- 4 事業運営基本計画

特別養護老人ホームみながわ桜園は、ノーマライゼーションの精神に基づき、ユニットケア方式による、日常生活の中で必要なサービスを明るく家庭的な雰囲気の中で、個別的なサービス計画書に基づいたケアを提供する。また、利用者の人権が尊重され、快適に暮らしていける施設づくりを目指すものとする。

5 サービス提供の取扱方針

(1) サービス提供の基本方針

- 1 ホームは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。
- 2 サービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 サービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 サービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。
- 5 職員は、サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 ホームは、サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。
- 7 ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録するとともに、身体拘束廃止委員会を開催し、身体拘束廃止に向けての具体策を話し合い、その経過と対策方法について記録する。
- 8 ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(2) 施設サービス計画の作成

- 1 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスも含めて施設サービス計画上に位置付けるように努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱えている問題を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入居者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者のアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の

解決すべき課題、指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護老人福祉施設サービスの内容、指定介護老人福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付するものとする。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者に対する継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、入居者の事情により入居者と面接することができない場合その他特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入居者及びその家族に面接すること。

二 定期的に関与者の意見を踏まえて、サービスの評価及び目標設定の評価を行う。

三 定期的に関与リングの結果と解決策を記録し、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入居者が法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合

二 入居者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(3) 介護

1 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

2 ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。

3 ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に対し、その意向に応じて適切な回数の入浴の機会を提供する。入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合には清しきをもって入浴の機会の提供に代えるものとする。一律の入浴日は、これを定めない。

4 ホームは、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。

5 ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、入居者の排せつ状況を踏まえておむつを適切に取り替える。自然排便できるよう栄養面での支援により、下剤の使用を減らしていく。

6 ホームは、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を入居者の意向を踏まえて適切に支援する。

7 ホームは、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

8 ホームは、入居者の負担により、ホームの職員以外の者による介護を受けさせない。

9 24Hシートの推進により、個別ケアの向上を図る。

10 介護職員は、腰痛予防に配慮し介護技術の向上と研究を日々行う。

11 看取りケアの充実により、最期まで家庭的な環境の下、人間らしい生活が送れるように全職員と家族が協力し、細やかなサービスの提供を行う。

(4) 食事

- 1 栄養や入居者の身体状況、嗜好に配慮した食事とし、入居者の能力に合わせた食事介助を提供する。また季節や行事等に応じた食事の提供を行う。
- 2 ユニット配膳を推進し、食事を通して入居者の生活の質を向上させる。

(5) 生活相談、趣味活動等への支援、家族との連携及び外出機会の確保

ホームは、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(6) 機能訓練

入居者の健康維持・増進を図るとともに、信頼関係を築き、職員間での情報・意見交換を蜜にしながら、入居者の身体機能を回復することによって、入居者の生活の質の維持・向上を図ります。

(7) 健康管理

嘱託医の問診・検診・診察をはじめ、看護職員による体温・脈拍・血圧・体重などの測定により、日々の健康管理を行うとともに、認知症高齢者の身体的また精神的特徴を十分に踏まえて個々の状況の的確な把握に努める。

年2回の健康診断を実施する。

職員に対しては、ストレスチェックを年1回実施し、ストレスの原因となる職場環境の改善に努める。

(8) 衛生管理

職員・出入り業者の衛生教育を徹底し、食品・調理器具、設備、建物の清潔の保持を図るとともに、整理整頓・自主点検・感染防止に努めます。

また、非常勤医師・看護師により医薬品及び医療器具の管理を行います。

(9) 苦情処理

苦情相談受付窓口を設置し、受付を致した案件については、速やかに苦情受付窓口担当者より責任者へ報告し、必要に応じた処置対応を実施します。

苦情検討委員会を招集し、事実確認から申し出者に対するご返答、必要に応じた対応までを速やかに協議し実践していきます。また、当法人の第三者委員に苦情内容を報告するか否かを申出者に確認し、必要に応じ報告することで、客観性を持たせるように配慮します。

また、定期的に第三者委員に苦情内容・対応事項を報告する機会を持ち、情報開示に配慮した対応を行っていきます。

(10) 事故発生時の対応

入居者が安全、かつ快適に生活できるよう、建物設備等の維持管理、清潔保持、転倒・転落の事故防止、容態急変時等の緊急対応の迅速化に努めます。

また、事故防止委員会を設置運営し事故報告書（ひやりはっと報告）等で報告された事例について専門に検討する事故防止委員を組織し介護事故の発生を未然に防いでいきます。

6 防災計画

特別養護老人ホームでの防災計画に準じ、自動火災警報装置、施設内放送設備を完備し機械防災を図ると同時に、消防計画に沿った防災訓練を実施する。

7 日課

24時間体制で食事、排泄、入浴、レクリエーション及び機能訓練の提供を行う。入居者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入居者

の状況に合わせた日課を行うこととし、「生活の場」を意識した家庭で生活されていた環境に近い生活を送ることができるようする。

(日課は、入居者個々に合わせて職員がサービス提供を行います。)

6時00分～	起床・洗顔・着替え
7時00分～9時00分	朝食準備・朝食・後片付け
9時30分～	団欒・入浴・行事・趣味活動・機能訓練
11時30分～13時30分	昼食準備・昼食・後片付け
14時00分～	団欒・入浴・行事・趣味活動・機能訓練
17時30分～19時30分	夕食準備・夕食・後片付け
20時00分～	団欒・就寝準備
21時00分	消灯

8 年間行事及び月間行事

入居者に季節感を味わっていただくため、季節の行事を実施するとともに、クラブ活動や趣味の活動を実施し、内容の充実を図り、入居者が自ら選んで楽しく参加いただけるようします。地域との交流に力を注ぐとともに、地域の学校をはじめとする団体・個人によるホーム訪問やボランティアを積極的に受け入れ、入居者の日々の生活をよりバラエティーに富んだものにしします。

	年間行事		月間行事
春	お花見 桜餅づくり 端午の節句 森林浴	4月	お花見 お誕生日会
		5月	お誕生日会
夏	七夕 夏祭り 花火大会	6月	お誕生日会
		7月	お誕生日会
		8月	お誕生日会
秋	敬老祝賀会 運動会 紅葉ドライブ 秋祭り 稲刈り	9月	お誕生日会
		10月	お誕生日会
		11月	お誕生日会
冬	ゆず湯 クリスマス会 七草粥 初詣 鏡開き もちつき 節分	12月	お誕生日会
		1月	お誕生日会
		2月	お誕生日会
春	ひな祭り 草もちづくり	3月	お誕生日会

9 職員配置

一	施設長（管理者）	1名
二	事務員	1名以上
三	生活相談員	1名
四	介護職員	23名以上（常勤換算）
五	看護職員	2名以上（常勤換算）
六	機能訓練指導員	1名（兼務）
七	介護支援専門員	1名
八	医師	1名（非常勤）
九	管理栄養士（栄養士）	1名

10 職員研修

4月	口腔ケアについて 介護保険制度研修	口腔ケアの意義や手法等を学習する。 要介護認定などを学習する。
5月	排泄ケア研修	外部講師にて、オムツ使用方法等理解し、適切な排泄援助を学習する。
6月	脱水予防研修	外部講師にて、高齢者における脱水の予防方法や対応を学習する。
7月	24時間シート研修 事故予防研修	24時間シートの充実と活用から、入居者のケアの質向上を学習する。
8月	食中毒予防研修 ケアプラン研修	夏場に多い食中毒等の感染予防を学習する。
9月	介護技術（入浴）研修	個浴推進のため、入居者の個々の身体機能に合わせた入浴方法を学習する。
10月	虐待防止研修 褥瘡予防研修	高齢者虐待事例等の事例から予防方法等を学習する。
11月	看取り介護研修 認知症ケア研修	最期まで人間らしい生活の実現と、家族も含めた看取りのあり方や事例等から学習する。
12月	感染予防研修	冬場に多い感染症の予防方法と、感染症が蔓延した場合の対応方法を学習する
1月	介護技術研修	食事介助等を主として、現在実践しているケア手法を見直すための学習を行う。
2月	事故予防研修 緊急時の対応研修	事故の際の緊急時の対応など、起こり得る緊急事態を想定した研修を行う。
3月	年度まとめ研修	1年間の総括

11 職員会議

月1回	リーダー会議・運営会議・経営者会議・ユニット会議
随時	看取りに関する会議・サービス担当者会議

1 2 離職防止及び職員の負担軽減

現在、慢性的な人員不足が介護サービス事業者を取り巻く中、職員の離職率の低下を図る。

1 3 設備点検

施設内外の設備を法令で定められた点検及び自主点検を実施する。

フロン排出抑制法の施行に当たり、業務用エアコン、業務用冷蔵庫等を年4回自主点検を行う。

消防設備については、年2回委託業者により点検を行い、年1回管轄消防署へ報告を行う。

1 4 居住費

家賃分については別紙「居住費計算書（家賃分）」のとおりとし、光熱水費は実費相当額とする。

1 5 資金計画

別紙「収支計算書」のとおり。